

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第20号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の事業の譲渡に係る承認の申請に対する審査に係る手数料を定めるほか、関係規程を整備することとしました。

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表旅館業法の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、「個人の」の右に「事業の譲渡、」を加える。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）